題名を「建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第三項第一号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準」に改める。

附　則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年十一月二十五日）から施行する。

○国土交通省告示第千六十二号

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二十二条第二項及び第二十五条第二項の規定に基づき、地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準を次のように定める。

平成二十五年十月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

建築物の耐震改修の促進に関する法律第二十二条第二項及び第二十五条第二項の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第百二十三号）第五条第一項各号のいずれかに掲げる者が建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第二項第三号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定めるところにより耐震診断を行った結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられること。

附　則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年十一月二十五日）から施行する。

○国土交通省告示第千六十三号

建築物の耐震改修の促進に関する施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第三十五条第一項第三号の規定に基づき、国土交通大臣が定めるものを次のように定める。

平成二十五年十月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第三十五条第一項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定めるものを定める件

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第三十五条第一項第三号に規定する国土交通大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

一　宣伝用物品

二　情報を提供するために作成する電磁的記録

附　則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号）の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

○国土交通省告示第千六十四号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第三十三条第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める書類を次のように定める。

平成二十五年十月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第三十三条第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める書類を定める件

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第三十三条第一項第二号の国土交通大臣が定める書類は、耐震関係規定の施行又は適用の日以後に新築、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第三条各号に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十六項の規定（以下「建築基準法の規定」という。）により交付を受けた検査済証（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、建築基準法の規定により交付を受けたものに限る。）（以下「新築等の工事に着手し、交付を受けた検査済証」という。）とし、同規則第三十三条第二項第二号の国土交通大臣が定める書類は、昭和五十六年六月一日以後耐震関係規定の施行又は適用の日の前日までに新築等の工事に着手し、交付を受けた検査済証とする。

附　則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号）の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

○国土交通省告示第千六十五号

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号）の施行に伴い、建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条に規定する耐震改修支援センターの指定の基準に関する詳細を定める件（平成二十一年国土交通省告示第二百十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

題名中「第十七条」を「第三十二条」に改める。

前文及び第一中「第十七条」を「第三十二条」に改める。

第二中「第十七条第一号」を「第三十二条第一号」に改め、同第一号中「第十九条」を「第三十四条」に改め、同第二号中「第十九条第一号」を「第三十四条第一号」に改め、同第三号中「第二十条」を「第三十五条」に改める。

第三中「第十七条第二号」を「第三十二条第二号」に改める。

第四中「第十七条第三号」を「第三十二条第三号」に改める。

第五中「第十七条第四号」を「第三十二条第四号」に改める。

第六中「第十七条第五号」を「第三十二条第五号」に改める。

附　則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年十一月二十五日）から施行する。

○国土交通省告示第千六十六号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）附則第二条第一項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が定める危険物及び国土交通大臣が定める距離を定める件を次のように定める。

平成二十五年十月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第二条第一項第一号の規定に基づき国土交通大臣が定める危険物及び国土交通大臣が定める距離を定める件

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第八条第一項第十九号に掲げる建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物は、次の表の上欄に掲げるものとし、国土交通大臣が定める当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、同表の上欄に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの（同表の上欄に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする建築物にあっては、当該二種類以上の危険物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもののうち最大のもの）とする。